

【交通不便地域の抽出条件】

- バス停留所から 300 m 以遠

「自家用車とバスに関する世論調査」 ((財)運輸経済研究センター)、「神奈川県都市計画道路再検討調査要綱(案)作業マニュアル編」(神奈川県)等の資料を検討し設定。

- 江ノ島電鉄、湘南モノレールの駅から 300 m 以遠

両路線は域内アクセスや近隣地域アクセスを担うものであり、JR線を補完するものであると考え、バス停留所と同様とします。

- JR駅(大船駅、北鎌倉駅、鎌倉駅)から 750 m 以遠

「神奈川県都市計画道路再検討調査要綱(案)作業マニュアル編」(神奈川県)、「鎌倉市交通マスタープラン」(鎌倉市)等の資料を検討し設定。

- バスの運行本数が 1 日 34 本未満の地域

「コミュニティバスの今後の推進方策に関する報告書」 ((財)運輸経済研究センター)を検討し、運行水準(最低2本/時)と6~23時の運行時間(17時間)を考慮して設定。

- 市街化区域内の区域

都市計画法による市街化区域内の区域とします。

図 交通不便地域

